

福津市 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日

6級地 10.42

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A2	2411	訪問型独自サービス21	1月当たりの回数を定める場合 ※1月につき3、727単位の範囲で所定単位数を算定する	標準的な内容の訪問型サービス(予防訪問相当)である場合	287 単位	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合			179 単位	
A2	2621	訪問型独自サービス23			所要時間45分以上の場合			220 単位	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合	163 単位			163	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービス(予防訪問相当)である場合	3 単位減算	-3	1回につき		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合			2 単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			所要時間45分以上の場合			2 単位減算	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算			-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算				
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1回につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスペースアップ等支援加算		介護職員等ペースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算				